

第18回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時00分  
（受付開始 午前9時30分）

## 開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地  
TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
5階（ホール5A）  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

地盤ネットホールディングス株式会社  
証券コード：6072

## CONTENTS

### 第18回定時株主総会招集ご通知

#### 株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 定款一部変更の件（3）
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

#### 事業報告

#### 連結計算書類

#### 計算書類

#### 監査報告書

(証券コード 6072)  
2026年6月9日

株主各位

東京都新宿区新宿5丁目2番3号  
地盤ネットホールディングス株式会社  
代表取締役社長 荒川 高広

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト  
に「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://jiban-holdings.jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR・投資家情報」「IRニュース」「第18回定時株主総会招集ご通知」の順に選択してご覧ください。

また、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

### 【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、『銘柄名(会社名)』に「地盤ネットホールディングス」又は『コード』に証券コード「6072」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、あらかじめ書面(郵送)又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. **日時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. **場所** 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 5階（ホール5A）
3. **目的事項**
  - 報告事項**
    1. 第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案 定款一部変更の件（1）
    - 第2号議案 定款一部変更の件（2）
    - 第3号議案 定款一部変更の件（3）
    - 第4号議案 取締役6名選任の件
    - 第5号議案 監査役1名選任の件
    - 第6号議案 会計監査人選任の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社の定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。各議案について、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

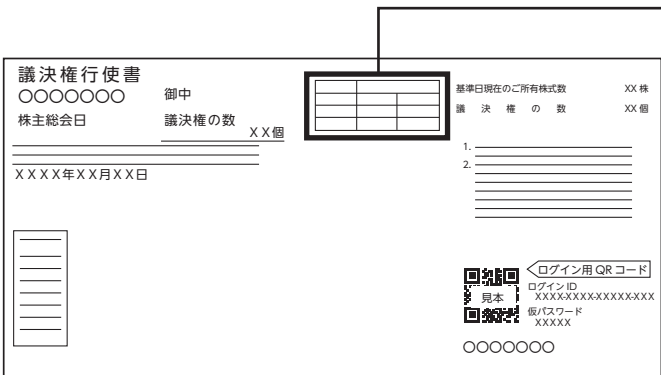
# 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合	株主総会にご出席いただけない場合	
 <p>同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p> <p><b>株主総会開催日時</b> 2026年6月26日（金曜日） 午前10時00分</p>	<p><b>郵送</b></p>  <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2026年6月25日（木曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	<p><b>インターネット</b></p>  <p>当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2026年6月25日（木曜日） 午後6時30分まで</p>

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX個  
XXXXXXXXXX月XX日

基準日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX個

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
見本 仮パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

**第1、2、3、5、6号議案**

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

**第4号議案**

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及び磁気的方法の両方で議決権行使をされた場合は、磁気的方法による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、磁気的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

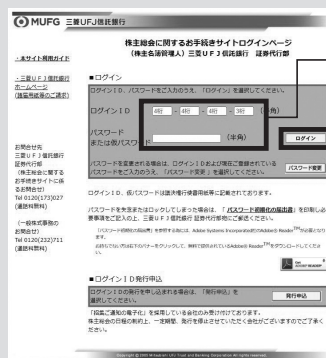
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力  
 「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**0120-173-027**

受付時間／午前9時～午後9時  
 通話料無料

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

当社が今後目指すべき経営ビジョン及び進むべき方向性を明確にするため社名を変更いたしたいと存じます。なお、本変更は2026年10月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則に規定するものであります。当該附則については、効力発生日経過後、これを削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>地盤ネットホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Jibannet Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社ERTH Group</u> と称し、英文では <u>ERTH Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(新設)	附則1 第1条 (商号) の変更は、2026年10月1日をもって効力を生じるものとする。本附則は、 <u>当該効力発生日経過後、削除されるものとする。</u>

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

当社グループの拠点を集約し、経営効率の向上及び業務運営の適正化を図るため、現行定款第3条で規定する本店の所在地を東京都新宿区から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更は移転先の工事完了時期等を考慮し、2026年9月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則に規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。  (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。  附則2 第3条 (本店の所在地) の変更は、2026年9月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。本附則は、当該本店移転日経過後、削除されるものとする。

### 第3号議案 定款一部変更の件（3）

#### 1. 提案の理由

当該グループの持続的な成長に向けた機動的な資金調達や、柔軟な資本戦略の実行を担保するため、現行定款第6条で規定する当社の発行可能株式総数を、78,400,000株から92,592,000株に拡大させるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は <u>7,840万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は <u>92,592,000株</u> とする。

#### 第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。当社は、今後の事業拡大及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役会の構成を見直すことといたしました。これにより、社内取締役が計3名、社外取締役が計3名となります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、2名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あらかわ たかひろ 荒川 高広 (1981年11月30日生) 再任	2003年4月 株式会社プラスアルファ 入社 2010年7月 地盤ネット株式会社 入社 2013年7月 同社 執行役員 業務本部長 2014年11月 同社 取締役 営業統括副本部長 2017年4月 地盤ネット総合研究所株式会社 事業開発本部長兼任 2017年5月 当社 情報システム部長兼任 2017年6月 当社 取締役 2018年4月 株式会社プレイス 代表取締役 2021年4月 地盤ネット株式会社 代表取締役社長 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR 2024年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 2025年4月 株式会社ハウスワランティ 取締役 (現任) 2025年6月 地盤ネット株式会社 代表取締役会長 (現任) 2025年7月 JIBANNET ASIA CO., LTD. 法定代表副社長 (現任)	※ 1  66,686 株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、代表取締役として当社グループ全体の経営方針策定及び戦略実行を指揮し、組織運営の強化に寄与しております。また当社グループの多角的事業活動においても豊富な業界経験にて的確な意思決定能力を有していることから、引き続き当社グループシナジーの最大化と事業の業績向上、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	わたなべ かなこ 渡辺 可奈子 (1970年7月17日生) 再任 女性	1989年4月 防衛庁(現防衛省) 入庁 2005年11月 株式会社ジャパンフットサルコート入社 人事部長 2009年6月 株式会社アキュラホーム(現株式会社AQGroup) 入社 2011年3月 同社 人事課長 2014年10月 当社 入社 人事総務部長 2015年7月 株式会社リペアワークス 入社 管理部長 2016年7月 株式会社バーンホールディングス (現株式会社キャンディル) 入社 2016年10月 同社 人事部長 2019年10月 同社 執行役員 人事部長 2021年9月 当社 入社 執行役員 人事総務部長 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR 2023年6月 当社 取締役(現任) 2025年8月 株式会社グランリフト 取締役(現任)	※1 49,918 株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社取締役として、労働関連法令や多様化する社会的要請を踏まえた人事制度の見直し、ハラスメント防止体制の強化、働き方改革への対応など、人事分野における法令順守体制の構築と実行・定着、持続可能な経営の土台づくりに貢献しております。今後も、法令対応と人的資本の最適化を両立させる経営の推進において重要な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">なかむら ともしき 中村 與希 (1985年7月6日生) <b>新任</b></p>	<p>2008年4月 株式会社リクルート 入社 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ転籍 2015年4月 同社 ネットビジネス本部 コミュニケーションデザイングループマネジャー 2017年4月 同社 自動車事業本部ブランドマネジャー 2019年4月 株式会社リクルートジョブズ 転籍 2019年10月 同社 経営統括本部 領域戦略室 領域戦略部 社員領域企画グループマネジャー 2020年7月 合同会社e-mu 創業 代表社員 (現任) 2021年4月 株式会社エンペイ 執行役員 COO 2023年5月 株式会社Kaihou 共同創業 2024年3月 株式会社経済圏共創機構 代表取締役 2024年8月 株式会社オピックス 取締役 2024年10月 医療法人いとう歯科クリニック 理事 2026年1月 株式会社Kaihou 取締役COO (現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、株式会社リクルートにおいて人材・販促領域のマーケティング、企画及び事業開発に長年従事した後、経営コンサルタントとして多様な業界における経営改革の立案と実行に幅広く携わり、豊富な実務経験と深い見識を有しています。当社においては、その豊富な知見を活かした事業戦略の立案及び組織マネジメント実行に加え、これまでの経験と専門的知見を経営に反映し当社の持続的な成長及び企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p>	—
4	<p style="text-align: center;">ぼうだ しほ 保田 志穂 (1966年1月7日生) <b>新任</b> 社外 女性</p>	<p>1988年4月 山一証券株式会社 入社 1992年8月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現 シティグループ証券) 入社 2014年1月 弁護士登録 (東京弁護士会) 安藤寿朗法律事務所 入所 2017年12月 Jeff Leong, Poon &amp; Wong (Malaysia) 2019年11月 Kasame &amp; Associates (Thailand) 2020年4月 桜田通り総合法律事務所 弁護士 入所 (現任) 2022年3月 DAIZ株式会社 (現 SprouTx株式会社) 社外監査役 2022年6月 東洋建設株式会社 社外監査役 2023年2月 株式会社メタプラネット 社外監査役 2025年9月 株式会社SKY 社外監査役 (現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、国内外の証券・金融業務に長年従事した後、弁護士として企業法務・コーポレートガバナンスの分野で豊富な実務経験を積まれました。また、企業の危機的局面や事業転換等の変革期かつ困難な局面で社外監査役としての法的見地から経営の適正を支えた実績を有しています。当社は、同氏が有する金融・法務の複合的な専門知見と企業の危機的局面における監査・監督の実践経験を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督及び有益な助言を行うことができると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	なかお れいざべる 中尾 麗イザベル (1981年12月22日生) 新任 社外 女性	2007年7月 2013年5月 2013年9月 2015年10月 2018年1月 2021年7月 2021年8月 2022年5月 2023年6月 2023年11月 2024年8月 2025年3月 2025年11月 2025年12月	UBS証券株式会社 入社 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 BNPパリバ証券株式会社 入社 UBS証券株式会社 入社 同社 グローバルマーケット本部 エグゼクティブ・ディレクター 株式会社GA technologies 入社 経営戦略本部 財務部長 株式会社Gunosy 社外取締役 株式会社Grooves 社外取締役 天馬株式会社 社外取締役 株式会社GA technologies 執行役員 ファイナンス担当 同社 執行役員 IR・ファイナンス担当 同社 PropTech Management Group 執行役員 海外事業ファイナンス 担当 BlueBank株式会社 取締役CFO 株式会社エルライン 社外取締役 (現任)	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、外資系投資銀行における約15年の金融キャリアに加え、上場企業における財務・IR担当役員、複数社での社外取締役及びスタートアップでの取締役CFOを歴任し、資本政策・M&A・IR・コーポレートガバナンス等に関する豊富な知見と実務経験を有しております。また、事業成長及び経営基盤強化の両面に携わってきた経験を有しており、当社は、同氏が経営に対する多角的かつ客観的な助言を通じて、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。				
6	いむら としや 井村 俊哉 (1984年9月10日生) 新任 社外	2005年1月 2019年6月 2023年5月	株式投資による運用開始 株式会社Zeppy 設立 代表取締役 (現任) 株式会社Kaihou 共同創業 代表取締役 (現任)	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、株式会社Zeppyを創業し投資の普及啓発に資するメディア出演や講演活動、企業IR支援事業を幅広く展開するとともに、投資家としての豊富な企業分析及びバリュート投資に関する実務経験と高度な知見を有しております。これらの経験と実績に基づく株主目線・投資家視点での経営への助言、並びに資本市場に関する幅広い見識から当社の企業価値向上に資する実効性の高い監督機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は当社が定める独立役員の要件は満たしておりませんが社外取締役として独立した視点から適切な監督機能を果たしていただけたと考えております。				

- (注) 1. 荒川高広氏と渡辺可奈子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の中村與希氏と井村俊哉氏は、当社の株式を直接所有及び間接所有の合算で31.18%保有する「その他の関係会社」である株式会社Kaihouの取締役であり、井村俊哉氏は代表取締役を務めております。また、同社は、当社との間で、2026年3月31日付で資本業務提携契約を締結しており、特定関係事業者に該当します。他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
3. 保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は保田志穂氏、中尾麗イザベル氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏は、過去5年間において、法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実は確認されておりません。
8. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者保田志穂氏、中尾麗イザベル氏、井村俊哉氏が取締役に選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ※ 1 荒川高広氏、渡辺可奈子氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会、譲渡制限付株式報酬制度を通じての保有分を合算してあります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小澤宏之氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
たましろ ひとし 玉城 均 (1969年11月12日生) 新任	1992年4月 東光園緑化株式会社 入社 2001年8月 テプラック株式会社 入社 2004年4月 テンプスタッフ・インテグレーション株式会社 (現パーソルビジネスエキスパート株式会社) 入社 2010年4月 同社 グループ経理マネージャー 2013年10月 同社 グループ財務部グループ連結室長 2015年10月 当社 入社 管理本部 経理財務部長 2016年9月 当社 執行役員 管理本部長 2019年6月 当社 取締役 2019年10月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. 法定代表社長 2025年6月 当社 執行役員 総務部長 (現任) 2025年8月 株式会社グランリフト 取締役 (現任)	※1 57,470株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 玉城均氏を監査役候補者とした理由は、当社の執行役員経理財務部長、取締役管理本部長を歴任した豊富な経験と内部統制、法令順守に関する幅広い知見を有し、当社の監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し候補者としております。
3. 当社は監査役として有能な人材を迎え入れることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、監査役候補者玉城均氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に関わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
- ※1 監査役候補者玉城均氏の保有する当社株式は、地盤ネット従業員持株会、譲渡制限付株式を通じての保有分を合算してあります。

(ご参考) スキルマトリックス

当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に向け、指名・報酬委員会では、適切な経営判断及び経営の監督を行うために必要なスキル（専門性・経験）について、当社の経営戦略との整合性を踏まえ見直しを行いました。

そのうえで、各役員候補者の経験、専門性、実績等を総合的に勘案し、スキルマトリックスを設定しております。

氏名	企業経営	建築・ 不動産業 界	ガバナンス (管理・ 法務)	組織・人 事戦略	IT・デジ タル・ DX	国際	税務 会計	ファイナ ンス	有価証券 投資・投 資判断	M&A・ PMI
荒川 高広	○	○	○							
渡辺 可奈子	○	○	○	○						
中村 興希	○		○	○	○				○	○
保田 志穂		○	○			○			○	○
中尾 麗イザベル		○	○			○		○	○	○
井村 俊哉			○					○	○	○
玉城 均	○	○	○				○	○		
松木 大輔			○							○
伊藤 耕一郎			○			○	○	○	○	○

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります應和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び管理体制等を勘案して検討した結果、同監査法人が、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	監査法人アヴァンティア	
事務所	主たる事務所	東京都千代田区三番町3番地8
	名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28-12
	大阪事務所	大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13
	福岡事務所	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25
	札幌事務所	北海道札幌市中央区北4条西4丁目1-7
沿革	2008年5月 設立	
概要	資本金	65百万円
	構成人員	
	社員	22名
	公認会計士	89名
	公認会計士試験合格者	77名
	その他	57名
	合計	245名
	関与上場会社数	54社

以 上

# 事業報告

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続、エネルギー価格や為替相場の変動、金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向、中東・東欧を中心とした国際情勢の不安定化などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業領域である国内の住宅市場においては、当連結会計年度の新設住宅着工戸数（※1）は310,311戸（前年同期比10.2%減）と減少傾向が続いております。内訳として、持家は195,111戸（前年同期比12.6%減）、分譲住宅（一戸建て）は115,200戸（前年同期比5.8%減）となり、依然として慎重な需要動向がみられます。

これらの環境において、当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画の2年目として、事業の競争力強化と技術基盤の高度化を推進しております。当連結会計年度においては、「地盤事業」と「BIM Solution事業」を成長の両輪と位置付け、経営資源の重点的な投下を行いました。

地盤事業においては、株式会社ハウスマンの子会社化完了後、グループ全体での営業・技術リソースの統合運用（PMI）を加速させました。両社のノウハウ融合やシステムの標準化、業務プロセスの再設計を続けており、組織の一体化によるシナジーの具現化と、効率的な運営体制の構築が着実に進展しております。また、拡大するエネルギーインフラ分野においては、系統用蓄電所建設における地盤コンサルティング及びサービスの提供を本格化させ、安定的な収益基盤の形成に努めております。

BIM Solution事業では、3D点群データの利活用やBIMモデリングの高度化を推進し、建築DX需要の拡大に対応することで、住宅・不動産業界における設計・営業支援領域で受注拡大と収益性向上を目指しております。

株式会社ハウスワランティより承継した地盤補償に係る保険契約について、2025年12月31日付で新たな保険契約を締結したことに伴い、将来の損失発生リスクが解消されたため、従来計上していた損害補償引当金を取り崩し、特別利益として251,177千円を計上いたしました。なお、旧保険契約の解約に伴い、66,058千円を特別損失として計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,193,573千円（前年同期比70.1%増）、営業利益は35,480千円（前年同期比67.6%減）、経常利益は45,914千円（前年同期比58.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は197,013千円（前年同期比165.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

#### <地盤事業>

当連結会計年度の売上高は2,924,127千円（前年同期比85.1%増）、セグメント利益359,827千円（前年同期比5.9%増）となりました。

株式会社ハウスワランティとの統合効果により、取引顧客数が大幅に増加したことが寄与し、売上高は大きく伸長しました。引き続き、システム統合の進展及び住宅地盤解析基準の統一化を通じて、地盤事故の再発防止と業務効率の向上を徹底し、持続的な成長と利益率の更なる改善を推進してまいります。また、新たな成長領域として注力している系統用蓄電所の建設に関連する地盤サービスについては、当初想定を上回る受注を獲得しており、地盤分野における新たな成長領域として位置付けております。

## <BIM Solution事業>

当連結会計年度の売上高は269,446千円（前年同期比9.1%減）、セグメント損失は4,047千円（前年同期はセグメント損失34,958千円）となりました。

BIMモデリング業務（※2）の堅調な受注成長に加え、3D点群データ（※3）を活用したモデリングサービスなど、高付加価値案件の受注が増加しておりますが、戸建住宅着工戸数の減少に伴い、CGビジュアライゼーション関連の受注が減少した影響で売上高は減少いたしました。

BIM分野については、建築DXの進展を背景に中長期的な成長が期待され、将来的には当社グループの成長を牽引する事業への育成を目指しております。今後は、戸建住宅向けCGビジュアライゼーション業務の縮小を含むコスト構造の見直しを進めるとともに、BIMモデリング業務及び3D点群データ活用サービスへの重点化を図り、収益性の改善に取り組んでまいります。

- (※1) 国土交通省「建築着工統計調査報告」より、当社グループの事業領域である持家、分譲住宅（一戸建て）の戸数を合算して、新設住宅着工戸数としております。
- (※2) BIM : Building Information Modeling  
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。
- (※3) 物体や地形をX,Y,Zの3次元座標を持つ点の集合として表現したデータで、主にスキャナーやLiDAR、ドローンなどを利用して取得される。

## (2) 資金調達等の状況

### ①資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

### ②設備投資

当連結会計年度におきましては、基幹システム開発12,125千円及び受発注システム開発15,575千円の投資をしております。

## (3) 財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2023年3月期)	第16期 (2024年3月期)	第17期 (2025年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	2,308,364	1,877,353	1,877,959	3,193,573
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	108,577	△48,738	109,442	35,480
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	101,972	△58,695	110,450	45,914
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	73,284	△95,308	74,227	197,013
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.21	△4.15	3.25	8.82
純 資 産 (千円)	1,321,937	1,256,398	1,193,036	1,434,917
1株当たり純資産 (円)	57.92	54.61	53.72	63.97
総 資 産 (千円)	1,829,639	1,600,584	1,484,415	2,052,385

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、「生活者の不利益解消」という正義を貫き、安心して豊かな暮らしの創造をめざします。」という経営理念のもと、地盤調査、地盤解析及び地盤補償サービスを中核とし、住宅・建設領域における事業を展開しております。一方で、国内住宅市場は、少子高齢化等の影響により新設住宅着工戸数が減少傾向にあり、今後も構造的な縮小が見込まれております。当社グループの継続的な事業発展のためには、高付加価値サービスの提供及び事業領域の拡張、並びにこれらを支える経営体制・組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。このような認識のもと、当社グループは以下の課題に取り組んでまいります。

### ① 事業領域の拡大

住宅市場に加え、非住宅市場（インフラ、エネルギー関連施設等）における地盤関連ニーズは拡大しております。当社グループは、地盤調査・解析で培った知見を活用し、地盤分野において非住宅市場への展開を進めるとともに、BIM分野においては建築物のモデリングを起点として、構造・設備等の関連分野を含むサービス領域の拡張を図っていくことが課題であると認識しております。

### ② 新規サービスの収益化

3次元点群データを活用したデジタルソリューションについては、研究開発段階から事業化フェーズへ移行しております。今後は、サービスの標準化及び品質の均一化を進め、安定的な収益基盤として確立することが課題であると認識しております。

### ③ DX及びデータ活用の高度化

当社グループでは、基幹システムの刷新及び業務プロセスのデジタル化を進めております。今後は、地盤調査・解析業務を通じて蓄積されたデータを活用した付加価値創出を推進するとともに、顧客接点におけるデジタル活用を強化し、競争優位性の確立を図ることが課題であると認識しております。

### ④ 収益モデルの高度化

住宅市場の縮小が見込まれる中、従来の子数依存型の収益構造から脱却し、付加価値の高いサービス提供による収益性の向上が課題であると認識しております。当社グループは、地盤解析及び補償サービスの高度化を通じて、収益モデルの転換を進めてまいります。

#### ⑤グループシナジーの創出

当社グループは、複数の事業会社により構成されており、各社の強みを活かしたシナジーの創出が重要な課題であると認識しております。今後は、営業連携、サービス連携及びデータ連携を推進し、グループ全体での付加価値向上及び収益力の強化を図ってまいります。

#### ⑥自然災害への対応

自然災害の頻発に伴い、従来の地盤調査・解析では予測が困難な要因による不同沈下事故が発生しております。当社グループにおいては、これらの事故の要因分析を踏まえ、リスクを一定程度織り込んだ評価手法の高度化を進めております。一方で、当社の地盤解析の対象範囲を超える外部要因については、これらを踏まえたリスクの切り分け及び評価手法の高度化が課題であると認識しております。

#### ⑦ガバナンス及び人的資源の強化

事業領域の拡大に伴い、迅速かつ適切な意思決定を実現するためのガバナンス体制の強化が重要となっております。また、事業の持続的成長を支えるため、人的資源の強化及び組織力の向上を図ることが課題であると認識しております。

#### ⑧企業価値向上

当社は、2026年1月に東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分を変更いたしました。今後は、事業成長と資本効率の向上を両立させるとともに、IR・広報活動の強化を通じて、持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

## (6) 主要な事業内容

### ① 地盤事業

#### i 地盤解析サービス

工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書並びに判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

#### ii 地盤調査サービス

工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提供しております。

#### iii 部分転圧工事サービス

部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

### ② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVR等の各種BIMデータを作成・提供しております。

## (7) 主要な営業所及び使用人の状況

### ① 主要な営業所

当 社	本 社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル
-----	-----	-----------------------

子会社	国 内	地盤ネット株式会社（本社：東京都新宿区、札幌市、名古屋市、大阪市、福岡市） 株式会社ハウスワランティ（本社：東京都墨田区） 株式会社グランリフト（本社：大阪府大阪市）
	海 外	JIBANNET ASIA CO., LTD.（ベトナム：ダナン市）

### ② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	80名(5名)	26名増 (－)
海 外	105名(－)	13名増 (－)
合 計	185名(5名)	39名増 (－)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は( )内に年間平均人員数を外数で記載しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地 盤 ネット 株 式 会 社	308百万円	100%	地盤事業 BIM Solution事業
株 式 会 社 ハ ウ ス ワ ラ ン テ ィ	10百万円	100%	地盤事業
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,172百万ベトナムドン	100%	地盤事業 BIM Solution事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル	762百万円	1,434百万円

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	127,332 千円
株式会社みずほ銀行	50,000 千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 78,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,148,000株 |
| (3) 株主数      | 9,441名      |
| (4) 上位10名の株主 |             |

株主名	持株数	持株比率
HOUSEEPO PTE. LTD.	4,800,000株	21.40%
株式会社Kaihou	2,192,800株	9.78%
楽天証券株式会社共有口	1,710,300株	7.62%
株式会社SBI証券	1,287,686株	5.74%
山本 強	685,000株	3.05%
株式会社アートフォースジャパン	470,000株	2.10%
日本証券金融株式会社	413,400株	1.84%
株式会社玉里自動車学校	365,000株	1.63%
三菱UFJスマート証券株式会社	344,400株	1.54%
永井 崇久	315,000株	1.40%

- (注) 1. 当社は、自己株式を717,506株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式（717,506株）を控除して計算しております。  
3. HOUSEEPO PTE. LTD.は、2026年3月3日付でKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.に商号を変更しておりますが、名義書換が未了のため株主名簿上の名義で記載しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象人数（人）
取締役（社外取締役を除く）	100,000	3

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 川 高 広	地盤ネット株式会社 代表取締役会長 株式会社ハウスワランティ 取締役 JIBANNET ASIA CO.,LTD. 法定代表副社長
取 締 役	渡 辺 可奈子	株式会社グランリフト 取締役
取 締 役	高 瀬 秀 人	株式会社ハウスワランティ 取締役
取 締 役	木 全 美 加	(注) 1 木全美加公認会計士事務所 代表 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役
監 査 役	小 澤 宏 之	(注) 2. 地盤ネット株式会社 監査役 株式会社ハウスワランティ 監査役 株式会社グランリフト 監査役
監 査 役	松 木 大 輔	(注) 2. 3. 松木法律事務所 代表 株式会社ギーグリー 監査役
監 査 役	伊 藤 耕一郎	(注) 2. 3. 伊藤国際会計税務事務所 代表 モイ株式会社 監査役 株式会社いい生活 社外取締役(監査等委員) 大和証券オフィス投資法人 監督役員 株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役

- (注) 1. 木全美加氏は社外取締役であります。  
2. 小澤宏之氏、松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 松木大輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 伊藤耕一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 玉城均氏、杉山全功氏は2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社グループ会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等について

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は固定報酬と業績連動報酬並びに株式報酬で構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。なお、社外取締役については、その職掌範囲に鑑みて、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等については、2026年3月11日開催の取締役会において、任意の機関として設置した指名報酬委員会で、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責、貢献度及び会社の実績等を勘案して審議し、取締役会で決定しております。指名報酬委員会は、社外取締役である木全美加を委員長とし、社外監査役である小澤宏之、取締役である荒川高広、渡辺可奈子の4名で構成されております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

取締役の譲渡制限付株式報酬の付与のための金銭報酬債権の総額は、2023年6月23日開催の第15回定時株主総会において年間50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	63,450 (3,750)	63,450 (3,750)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,050 (13,050)	13,050 (13,050)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計	76,500 (16,800)	76,500 (16,800)	— (—)	— (—)	9 (5)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	木全 美加	社外取締役就任後開催の取締役会には、15回中15回に出席し、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	小澤 宏之	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木 大輔	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	伊藤 耕一郎	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 43,993千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43,993千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の連結子会社の計算書類監査の状況

当社の連結子会社であるJIBANNET ASIA CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。
  - ② 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役に報告する。
  - ③ 当社グループにおける法令、定款及び諸規程に違反する行為を発見し、是正することを目的に、「内部通報規程」に基づいた通報窓口を社内及び社外に設置することで監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
  - ④ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - ⑤ 代表取締役社長が指名する内部監査部門は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
  - ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
  - ⑦ 指名報酬委員会は、独立社外取締役を議長として、独立した立場から、取締役選解任候補者を審議し、取締役会に答申する。また、同委員会は取締役の報酬水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「文書取扱規程」、「機密情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切かつ安全に保存及び管理（廃棄を含む）をするとともに、必要に応じて保存・管理の

状況の検証、取締役・監査役からの閲覧要請への対応、規程の適宜見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程及び体制

- ① 当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、統括組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ② 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者とする「対策本部」を編成し、緊急事態対応を実施する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は、当社グループの経営効率の向上を図るため、取締役会に次ぐ業務執行の意思決定機関として取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、重要な業務遂行について、多面的な検討を行い、意思決定を迅速かつ機動的に行うとともに、その経過を明瞭に記録することによって内部統制態勢の高度化を図る。
- ③ 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度により、意思決定プロセスを明確化し、迅速化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 前各条における施策は、当社グループの業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。
- ② グループ企業として総合的な事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」において、グループ会社に関する管理上の基本事項を定め、グループ会社の経営状況を統括的に管理する。
- ③ 当社の内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況、リスク管理状況等を確認するため、グループ会社の内部監査を実施する。
- ④ 当社グループ共通の「内部通報制度」「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- ⑤ 当社の監査役は、グループ会社の取締役、監査役と連携し、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認する。
- ⑥ 重要なグループ会社の取締役、監査役には、当社の取締役、執行役員等が1名以上兼務

する体制としており、グループ会社を管掌する当社の各部署が、日常の業務についてグループ会社から定期的に報告を受けることで、グループ会社を管理する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
  - ② 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役会からの独立を確保するものとする。
  - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従う。
- (7) 監査役への報告に関する体制
  - ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - ② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
  - ③ 監査役は、取締役会、経営会議のほか、必要に応じて子会社の取締役会、重要な各種会議・委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
  - ④ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
  - ⑤ 内部監査部門は、監査役と常時情報交換を行うほか、内部監査資料を提供する。
  - ⑥ 上記の報告及び通報した者は、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けない。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。
- (9) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。内部監査人及び監査法

人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性及び効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
- ② 社内研修等により、当社グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社グループの役職員に対し、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図る。
- ② 当社グループの全ての役職員は、反社会的勢力との絶縁が極めて重要なものと認識する。
- ③ 当社グループは、総務部を反社会的勢力に関する業務を統括する部署と定め「反社会的勢力排除規程」に従い反社会的勢力との関係遮断に努める。
- ④ 各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制評価を実施しております。
- ④ 三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,346,745</b>	<b>流動負債</b>	<b>530,819</b>
現金及び預金	568,192	支払手形及び買掛金	163,979
売掛金	493,546	短期借入金	116,008
電子記録債権	45,638	未払金	34,882
商品	112	未払法人税等	22,431
仕掛品	5,657	賞与引当金	38,087
貯蔵品	739	その他の	155,430
前払費用	69,637		
未収入金	179,390	<b>固定負債</b>	<b>86,648</b>
その他	2,534	長期借入金	61,324
貸倒引当金	△18,702	損害補償引当金	21,930
		その他の	3,394
<b>固定資産</b>	<b>705,639</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>26,773</b>	<b>負債合計</b>	<b>617,467</b>
建物及び構築物	6,359	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	27,756	<b>株主資本</b>	<b>1,420,337</b>
その他	85,751	資本金	491,162
減価償却累計額及び減損損失累計額	△93,094	資本剰余金	22,138
<b>無形固定資産</b>	<b>539,361</b>	利益剰余金	1,030,109
ソフトウェア	42,109	自己株式	△123,072
のれん	497,252		
<b>投資その他の資産</b>	<b>139,504</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>14,579</b>
敷金及び差入保証金	107,911	為替換算調整勘定	14,579
出資金	2,000		
長期貸付金	4,913		
繰延税金資産	12,701		
その他	12,366		
貸倒引当金	△388		
		<b>純資産合計</b>	<b>1,434,917</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,052,385</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,052,385</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

〔2025年4月1日から〕  
〔2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,193,573
売 上 原 価		1,837,078
売 上 総 利 益		1,356,494
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,321,014
営 業 利 益		35,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,141	
受 取 保 険 金	16,230	
そ の 他	9,942	27,314
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,573	
上 場 関 連 費 用	10,000	
自 己 株 式 取 得 費 用	111	
為 替 差 損	4,128	
そ の 他	1,066	16,880
経 常 利 益		45,914
特 別 利 益		
損 害 補 償 引 当 金 戻 入 益	251,177	251,177
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,181	
減 損 損 失	17,669	
リ ー ス 解 約 損	3,349	
保 険 解 約 損	66,058	89,259
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		207,832
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,127	
法 人 税 等 調 整 額	△9,307	10,819
当 期 純 利 益		197,013
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		197,013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔2025年4月1日から〕  
〔2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	491,162	19,300	833,096	△164,738	1,178,819
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	197,013	-	197,013
自己株式の取得	-	-	-	△13,528	△13,528
自己株式の処分	-	-	-	55,195	55,195
自己株式の処分差益	-	2,838	-	-	2,838
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	2,838	197,013	41,666	241,517
当連結会計年度末残高	491,162	22,138	1,030,109	△123,072	1,420,337

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	14,216	14,216	1,193,036
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	197,013
自己株式の取得	-	-	△13,528
自己株式の処分	-	-	55,195
自己株式の処分差益	-	-	2,838
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	363	363	363
連結会計年度中の変動額合計	363	363	241,880
当連結会計年度末残高	14,579	14,579	1,434,917

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 地盤ネット株式会社  
JIBANNET ASIA CO., LTD.

株式会社ハウスワランティ

株式会社グランリフト

2025年4月22日付で株式会社ハウスワランティの全株式を取得したため、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

また、2025年8月1日に新たに株式会社グランリフトを設立したため、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、非連結子会社であった一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は清算終了しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

##### (2) 持分法非適用の非連結子会社の数

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
JIBANNET ASIA CO., LTD.	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## II 会計方針に関する事項

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
貯 蔵 品……………最終仕入原価法

### 2. 重要な固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～18年
機械装置及び運搬具	5～6年

- (2) 無形固定資産……………定額法  
主な償却年数は次のとおりであります。
- |               |    |
|---------------|----|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年 |
| のれん           | 8年 |

### 3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (3) 損害補償引当金……………当連結会計年度末における地盤品質補償引受けに係る期待損失について客観的データに基づき合理的な見積額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) 地盤事業

##### ①地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書を提供しております。また、判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。地盤解析判定書並びに地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## ②地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## ③部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## (2) BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産……在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為又は負債の本邦通貨 替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場への換算の基準 場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「敷金及び差入保証金」は26,729千円であります。

## IV 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,701千円

※上記は、納税主体ごとに相殺した純額です。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、収益及び費用の予測であります。収益及び費用の予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 損害補償引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

損害補償引当金 21,930千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、地盤解析サービスにおいて、地盤品質証明書を提供しており、地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、地盤修復工事費用及び住宅の損害等を補償します。また、当該補償に備え、保険会社と保険契約を締結しております。

損害補償引当金は、地盤沈下事故発生件数の客観的データ及び保険契約の内容に基づき合理的な見積額を計上しておりますが、地盤沈下事故件数の変動及び保険契約の内容の見直し等により見積額が変動するため、不確実性を伴っており、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 固定資産の減損損失

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,773千円
無形固定資産	539,361千円
投資その他資産（注）	11,977千円
減損損失	17,669千円

(注) 投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、「その他」に含まれる長期前払費用であります。

#### (2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングし、遊休資産及び処分予定資産等については、個別資産ごとにグルーピングしております。

減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。

減損の測定にあたっては、正味売却価格又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画においては、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

## V 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
国内	事業用資産	ソフトウェア	14,017
ベトナム	事業用資産	工具・器具及び備品	2,302
		長期前払費用	1,348
合計			17,669

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングし、遊休資産及び処分予定資産等については、個別資産ごとにグルーピングしております。

連結子会社が行っているBIM Solution事業において、想定していた収益が見込めなくなったことから、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として評価しております。

## Ⅵ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	23,148,000	-	-	23,148,000

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

無配のため該当事項はありません。

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅶ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等及び長期貸付金については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	6,609	6,609	－
資 産 計	6,609	6,609	－
長期借入金 (1年内返済予定含む)	77,332	77,079	△252
負 債 計	77,332	77,079	△252

※ 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

### (注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	568,192	－	－	－
売掛金	493,546	－	－	－
電子記録債権	45,638	－	－	－
未収入金	179,390	－	－	－
長期貸付金	1,696	4,272	641	－
合 計	1,288,464	4,272	641	－

### (注2) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	16,008	16,008	16,008	16,008	13,300	－

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	—	6,609	—	6,609
資産計	—	6,609	—	6,609
長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	77,079	—	77,079
負債計	—	77,079	—	77,079

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定含む）

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VIII 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	地盤事業	BIM Solution 事業	計		
一時点で移転される 財及びサービス	2,924,127	269,446	3,193,573	－	3,193,573
一定の期間にわたり移転される 財及びサービス	－	－	－	－	－
合計	2,924,127	269,446	3,193,573	－	3,193,573

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

#### (1) 地盤事業

##### ①地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書を提供しております。また、判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。地盤解析判定書並びに地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

##### ②地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

### ③部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

### (2) BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
前受金（期首残高）	14,586
前受金（期末残高）	35,947

契約負債は履行義務の充足前に顧客から受け取った対価であり、前受金は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていたものは10,508千円であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

全て当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## IX 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	63円97銭
1株当たり当期純利益	8円82銭

## X 企業結合に関する注記

### 取得による結合

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ハウスワランティ

事業の内容 地盤保証事業及び各コンサルティング業

##### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループでは、収益の最大化を実現するための成長戦略を掲げ、事業推進に取り組んでおります。この成長戦略の一環として、長期的かつ安定的な地盤補償サービスの提供を目的に、地盤業界全体の収益構造改革を推進するため、株式会社ハウスワランティを連結子会社化することといたしました。

また、お互いに単独で10%前後の市場シェアに留まり事業を継続するよりも、グループ化により約20%まで拡大する市場シェアを活用し、スケールメリットを生かし、より効率的なサービス提供やコスト削減を図り、更なる利益向上を目指すべきと判断いたしました。

##### (3) 企業結合日

2025年4月1日（みなし取得日）

2025年4月22日（株式取得日）

##### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

##### (6) 取得する議決権比率

100%

##### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

#### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2026年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	250百万円
取得原価		250百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 21百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

242,180千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される、将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	14,405 千円
固定資産	356,023
資産合計	370,428
流動負債	56,794
固定負債	305,814
負債合計	362,609

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>236,412</b>	<b>流動負債</b>	<b>316,046</b>
現金及び預金	72,175	短期借入金	116,008
売掛金	29,240	未払金	24,128
前払費用	36,624	未払法人税等	946
立替金	1,623	未払費用	2,714
短期貸付金	88,396	預り金	2,279
その他の	8,352	前受金	164,698
		賞与引当金	5,271
<b>固定資産</b>	<b>1,197,992</b>	<b>固定負債</b>	<b>61,324</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,515</b>	長期借入金	61,324
建物	4,108		
工具・器具及び備品	15,010		
減価償却累計額	△13,602		
<b>無形固定資産</b>	<b>39,614</b>	<b>負債合計</b>	<b>377,370</b>
ソフトウェア	39,614	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,152,862</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,057,033</b>
関係会社株式	1,044,255	資本金	491,162
敷金及び差入保証金	88,231	資本剰余金	22,138
繰延税金資産	5,916	資本準備金	19,300
その他の	14,457	その他資本剰余金	2,838
		自己株式処分差益	2,838
		<b>利益剰余金</b>	<b>666,805</b>
		利益準備金	45,523
		その他利益剰余金	621,282
		繰越利益剰余金	621,282
		<b>自己株式</b>	<b>△123,072</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,057,033</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,434,404</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,434,404</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		472,547
売 上 総 利 益		472,547
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		449,586
営 業 利 益		22,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,219	
そ の 他	2,463	4,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,411	
上 場 関 連 費 用	10,000	
自 己 株 式 取 得 費 用	111	
そ の 他	2	13,525
経 常 利 益		14,118
税 引 前 当 期 純 利 益		14,118
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 調 整 額	△2,523	△2,233
当 期 純 利 益		16,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔2025年4月1日から〕  
〔2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
		自己株式 処分差益			
当 期 首 残 高	491,162	19,300	-	19,300	45,523
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
自己株式の処分差益	-	-	2,838	2,838	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	2,838	2,838	-
当 期 末 残 高	491,162	19,300	2,838	22,138	45,523

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	604,930	650,453	△164,738	996,177	996,177
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	16,352	16,352	-	16,352	16,352
自己株式の取得	-	-	△13,528	△13,528	△13,528
自己株式の処分	-	-	55,195	55,195	55,195
自己株式の処分差益	-	-	-	2,838	2,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	16,352	16,352	41,666	60,856	60,856
当 期 末 残 高	621,282	666,805	△123,072	1,057,033	1,057,033

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券……市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～18年

工具、器具及び備品 4～10年

##### (2) 無形固定資産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

## II 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「敷金及び差入保証金」は11,818千円であります。

## III 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 5,916千円

※繰延税金負債と相殺した結果、貸借対照表上は繰延税金資産を計上しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、収益及び費用の予測であります。売上予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	119,212千円
短期金銭債務	167,838千円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	472,547千円
営業費用	5,880千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	1,989千円
営業外費用	2,094千円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 717,506株

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,661千円
未払事業税	15千円
関係会社株式	10,555千円
株式報酬費用	14,397千円
その他	1,070千円
繰延税金資産小計	27,699千円
評価性引当額	△21,782千円
繰延税金資産合計	5,916千円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高	
子会社	地盤ネット(株)	所有 直接 100%	役員の兼任、 業務受託、建 物・システムの 賃貸	経営指導料 (注1)	208,962	売 掛 金	23,288	
				業務受託料 (注2)	96,000			
				システム使用料 (注3)	48,000			
				事務所賃貸 (注4)	9,702			
				受取配当金 (注5)	62,000	-		-
	JIBANNET ASIA CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼務、 業務委託	資金の貸付 (注6)	70,000	短期貸付金	58,750	
				資金の回収 (注6)	113,250			
				利息の受取 (注6)	1,280	流動資産 「その他」		432
	(株)ハウスワランティ	所有 直接 100%	役員の兼任、 業務受託、シ ステムの賃貸	資金の貸付 (注6)	100,000	短期貸付金	29,166	
				資金の回収 (注6)	70,833			
				利息の受取 (注6)	709	流動資産 「その他」		-
				経営指導料 (注1)	33,782	売 掛 金		5,951
				業務受託料 (注2)	6,000			
				システム使用料 (注3)	8,100			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。  
(注2) 業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。  
(注3) システム使用料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。  
(注4) 事務所賃貸は、実面積に基づいて算出しております。  
(注5) 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。  
(注6) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

IX 収益認識に関する注記

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	47円12銭
1株当たり当期純利益	0円73銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

地盤ネットホールディングス株式会社  
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 堀 友 善  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 土 居 靖 明  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

地盤ネットホールディングス株式会社  
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 堀 友善  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 土居 靖明  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

地盤ネットホールディングス株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役）小澤宏之  
社外監査役 松木大輔  
社外監査役 伊藤耕一郎

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷八幡町8番地  
TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
5階（ホール5A）



(交通のご案内)

- 「市ヶ谷駅」 徒歩2分 (JR総武線)  
7番出口 徒歩1分 (東京メトロ南北線/有楽町線)  
4番出口 徒歩4分 (都営新宿線)  
※A4出口ではございませんのでご注意ください。

- 車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際は、会場スタッフがご案内いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。